

# 三重県公報

第10052号  
昭和47年6月16日  
金 曜 日

## 目 次

<b>規 則</b>	
○ 建設業法施行細則	(監 理 課) 1
<b>人事委規則 教育委</b>	
○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 委) (教 育 委) 3
<b>告 示</b>	
○ 三重県私立学校審議会議会委員の任命	(学事文書課) 9
○ 公害防止管理者等資格認定講習の実施	(環境調整課) 9
○ 特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制地域指定	(大気騒音課) 16
○ 特定工場等において発生する騒音の規制基準	( 同 ) 36
○ 特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制基準の指定区域	( 同 ) 36
○ 特定工場等において発生する騒音規制地域指定および騒音規制法による時間および区域の区分ごとの規制基準ならびに特定建設作業に伴つて発生する騒音規制区域の廃止	( 同 ) 37
○ 牛の流行性感冒予防注射の実施	(畜 産 課) 37
○ 豚丹毒及び豚コレラ予防注射の実施	( 同 ) 38
○ 牛の結核病及びブルセラ病検査の実施	( 同 ) 38
○ 三重県建設業者登録閲覧所設置の廃止	(監 理 課) 39
<b>公 告</b>	
○ 土地改良事業計画変更認可の縦覧	(耕 地 課) 39
○ 土地改良事業施行認可の縦覧	( 同 ) 39
○ たん水防除事業の事業計画の縦覧	( 同 ) 40
○ 土地立入通知	(用地対策課) 40
<b>お 知 ら せ</b>	
○ 地方職員共済組合の昭和47年度変更事業計画及び予算の要旨ならびに定款の一部変更	(職 員 課) 41

学事文書課長



課長補佐



学事課長



通 則

●三重県規則第四十一号

建設業法施行細則を次のように定める。

昭和四十七年六月十六日

三重県知事 田 中 覚

建設業法施行細則

(書類の送由及び提出部数)

第一条 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)に規定する許可申請書、届出書その他の書類を知事に提出しようとする者は、当該書類に係る営業所の所在地を管轄する土木事務局長を経由して提出しなければならない。

2 前項の書類の提出部数は、三部とする。

(閲覧所の設置)

第二条 法第十三条の規定に基づき三重県建設業者提出書類閲覧所(以下「閲覧所」という。)を土木部監理課に設置する。

(閲覧時間)

第三条 閲覧所の閲覧時間は、午前九時から午後四時三十分まで(土曜日にあつては午前九時から正午まで)とする。

(閲覧所の休日)

第四条 閲覧所の休日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に定める日
- 三 一月二日及び一月三日
- 四 十二月二十九日から十二月三十一日まで

(臨時の休日等)

第五条 知事は閲覧書類の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の短縮をすることができる。

2 知事は、前項の規定により臨時に休日を設け、又は閲覧時間の短縮をした場合には、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧書類の持出し禁止)

第六条 閲覧書類は、閲覧所の外に持出してはならない。

(閲覧手続)

第七条 閲覧書類の閲覧をしようとする者は、備付けの閲覧簿に住所、氏名、年令その他必要な事項を記入しなければならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第八条 知事は、その職員をして次に掲げる者に対し、閲覧書類の閲覧を停止

し、又は禁止させることができる。

- 一 前二条の規定に違反した者
- 二 閲覧書類を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 建設業法に規定する登録申請書等の提出方法及び部数並びに三重県建設業者登録閲覧所規則(昭和二十四年三重県規則第六十九号)は、廃止する。
- 3 昭和四十九年三月三十一日までの間は、第一条中「許可申請書」とあるのは、「登録申請書又は許可申請書」とする。

人 事 規 則  
賞 罰 規 則

●三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則第十一号

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和四十七年六月十六日

三重県人事委員会委員長 仲村 孝 平

三重県教育委員会委員長 広 田 俊 一

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規

則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則(昭和三十年三重県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二から別表第四までを次のように改める。

別表第二

へき地学校級別指定表

学 校 名	級 別 区 分
志那美杉村立多気小学校分校	三 級
鳥羽市立神島小学校	
名賀郡青山町立高尾小学校吉田分校	
熊野市立青生小学校赤倉分校	
熊野市立神上小学校青柳分校	
南牟婁郡紀和町立上川小学校	

南牟婁郡紀和町立三和小学校

南牟婁郡紀和町立入郷小学校津呂分校

南牟婁郡紀和町立小森小学校

鳥羽市立神島中学校

南牟婁郡紀和町立上川中学校

南牟婁郡紀和町立小森中学校

一志郡美杉村立多気小学校丹生渠分校

松阪市立字原小学校

飯前郡飯高町立深山小学校

飯前郡飯高町立波瀬小学校

飯前郡飯高町立加波小学校

鳥羽市立鏡浦小学校

鳥羽市立弘道小学校旭分校

度会郡南島町立西小学校

熊野市立荒坂小学校須野分校

熊野市立青生小学校

熊野市立神上小学校

南牟婁郡紀和町立西山小学校

飯前郡飯高町立笠置中学校

鳥羽市立鏡浦中学校

熊野市立青生中学校

熊野市立神上中学校

南牟婁郡紀和町立西山中学校

安曇郡美濃町立河内小学校

一志郡美杉町立字気郷小学校

一志郡美杉村立川上小学校

一志郡美杉村立太郎生小学校

一志郡美杉村立多気小学校

松阪市立柳原小学校

飯前郡飯高町立箕野小学校

二 級

一 級

飯前郡飯高町立川原小学校

飯前郡飯高町立森小学校

多気郡富川村立栗谷小学校

多気郡富川村立頼内小学校

多気郡富川村立長杉小学校

伊勢市立進修小学校高麗分校

伊勢市立矢持小学校

鳥羽市立桃取小学校

鳥羽市立空志小学校

鳥羽市立青島小学校

鳥羽市立弘道小学校

鳥羽市立国崎小学校

度会郡南島町立迫間小学校

度会郡南島町立相賀小学校

度会郡南島町立藤小学校

度会郡南島町立宿田曹小学校

度会郡南島町立島津小学校

度会郡南島町立東小学校

度会郡南島町立吉津小学校

度会郡南島町立南島小学校

度会郡南島町立岡部小学校

度会郡紀勢町立錦小学校

上野市立天生小学校磯代分校

名張市立國津小学校

名張市立長瀬小学校

名賀郡青山町立博葉小学校

名賀郡青山町立高尾小学校

名賀郡青山町立矢持小学校

尾鷲市立須賀利小学校

尾鷲市立早田小学校

尾鷲市立掘賀小学校

北牟婁郡紀伊長島町立赤羽小学校

北牟婁郡紀伊長島町立赤羽小学校三宮分校

北牟婁郡海山町立島勝小学校

北牟婁郡海山町立白瀬小学校

熊野市立荒坂小学校重島分校

熊野市立井戸小学校瀬戸分校

熊野市立五郷小学校

熊野市立百進小学校

熊野市立飛鳥小学校

南牟婁郡御浜町立片川小学校

南牟婁郡紀宝町立相野谷小学校桐原分校

南牟婁郡紀宝町立北樽原小学校

南牟婁郡紀宝町立浅里小学校

南牟婁郡紀和町立入原小学校

南牟婁郡紀和町立矢ノ川小学校

一志郡美杉村立太郎生中学校

一志郡美杉村立多気中学校

飯南郡飯高町立川俣中学校

飯南郡飯高町立森中学校

多気郡富川村立領内中学校

多気郡富川村立大杉中学校

鳥羽市立滝取中学校

鳥羽市立笠志中学校

鳥羽市立善島中学校

鳥羽市立長岡中学校

度会郡南勢町立南海中学校

度会郡南勢町立宿田曹中学校

度会郡南島町立島津中学校

度会郡南島町立吉津中学校

度会郡南島町立南島中学校

度会郡紀勢町立鏡中学校

名賀郡青山町立矢生中学校

尾鷲市立須賀利中学校

北牟婁郡紀伊長島町立赤羽中学校

北牟婁郡海山町立彦城中学校

熊野市立五郷中学校

南牟婁郡紀宝町立学校組合立矢洲中学校浅里分校

南牟婁郡紀和町立入原中学校

三重県立伊勢高等学校南島分校

備考 本表に掲げる学校名は、昭和四十七年五月一日における学校名とし、その後における学校名の変更によって影響されないものとする。

別表第三

くまき地学校に準ずる学校指定表

学 校 名
一志郡白山町立元取小学校
一志郡美杉村立辛之川小学校
飯南郡飯高町立田引小学校
度会郡南勢町立種原小学校
度会郡大宮町立七保第三小学校
志摩郡志摩町立高崎小学校
志摩郡磯部町立的矢小学校
尾鷲市立三木小学校
南牟婁郡御浜町立尾呂志小学校
南牟婁郡紀宝町立神内小学校
南牟婁郡紀宝町立相野谷小学校
一志郡美杉村立下之川中学校
志摩郡磯部町立的矢中学校
南牟婁郡御浜町立尾呂志中学校
南牟婁郡紀宝町立相野谷中学校

備考 別表第一の備考は、本表について準用する。

別表第四

特別の地域に所在する学校指定表

学 校 名
員弁郡北勢町立千社小学校川原分校
員弁郡員弁町立西小学校市之原分校
員弁郡藤原町立立田小学校
亀山市立野塚小学校安坂山分校
飯南郡飯南町立七和小学校
飯南郡飯高町立高前小学校赤穂分校
多気郡大台町立三願谷小学校第一分校
度会郡大宮町立七保第一小学校
度会郡度会町立一之瀬小学校
志摩郡浜島町立南葉小学校
志摩郡磯部町立磯部小学校飯浜分校
志摩郡磯部町立磯部小学校薬地分校
志摩郡磯部町立磯部小学校坂崎分校
熊野市立澤木小学校
熊野市立小坂小学校
南牟婁郡御浜町立神志山小学校
度会郡度会町立一之瀬中学校
熊野市立飛鳥中学校

備考 別表第二の備考は、本表について適用する。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年五月一日から適用する。
- この規則による改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定に基づいて、昭和四十七年五月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われたべき地手当は、この規則による改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定によるべき地手当の内払とみなす。

告 示

●三重県告示第347号

私立学校法施行細則（昭和25年三重県規則第110号）第7条第2項の規定により、昭和47年5月20日三重県私立学校審議会委員に、次の者を任命した。

昭和47年6月16日

三重県知事 田 中 覚

氏 名	役 職 名
坂 口 善之助	三重県議会議員
岡 村 初 博	三重県議会議員

●三重県告示第348号—1

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第3号）第18条の規定に基づき、昭和47年度に通商産業大臣の指定を受けて三重県知事が行なう公害防止管理者等資格認定講習の区分、期日、場所その他資格認定講習の実施に関し必要な事項を次のように定めたので告示する。

昭和47年6月16日

三重県知事 田 中 覚

1 講習の区分

- 大気関係第2種および第4種公害防止管理者資格認定講習
- 水質関係第2種および第4種公害防止管理者資格認定講習

2 資格認定講習（以下「講習」という。）を実施する期日、場所等

講習の区分	期 日	場 所	講習予定人員
大気関係第2種 および第4種講習	7月25日（火）から7 月27日（木）まで（3 日間）	津市栄町1丁目179の3 三重県農協ビル5階大会 議室	約200名
水質関係第2種 および第4種講習	8月7日（月）から8 月9日（水）まで（3 日間）	同 上	約200名

3 講習科目および時間数

大 気 関 係				水 質 関 係			
第 2 種		第 4 種		第 2 種		第 4 種	
科 目	時間数	科 目	時間数	科 目	時間数	科 目	時間数
①公害概論	2	①公害概論	2	①公害概論	2	①公害概論	2
②大気汚染関係法令	4	②大気汚染関係法令	4	②水質汚濁関係法令	4	②水質汚濁関係法令	4
③燃焼・ばい煙防止技術	3	③燃焼・ばい煙防止技術	3	③汚水等処理技術一般	8	③汚水等処理技術一般	8
④大気汚染関係有害物質処理技術	2	④除じん・集じん技術	5	④水質汚濁関係有害物質処理技術	2	④測定技術	5
⑤除じん・集じん技術	5	⑤測定技術	5	⑤測定技術	7	⑤テスト	1
⑥測定技術	7	⑥テスト	1	⑥テスト	1		
⑦テスト	1						
計	24		20		24		20

4 講習の対象者

本講習の対象者は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和46年政令第264号。以下「令」という。）第10条に規定する資格を有する者のうち法に規定する特定工場に勤務する者（勤務を予定する者を含む。）で当該特定工場の事業者の推せんを受けた者とする。

なお、取容能力等の関係から、事業者の推せんは、ばい煙発生施設および汚水等排出施設がともに設置されている工場にあつては、それぞれにつき2名以内（1工場につき4名以内）とし、いずれか一方の施設のみが設置されている工場にあつては、その施設の区分につき2名以内（1工場につき2名以内）とする。

5 受講申込みの手続き

受講申込みは、次の手続きにより行なう。

- 特定工場の事業者は、当該特定工場に勤務する受講希望者に様式第1により公害防止管理者等資格認定講習受講申込書（以下「受講仮申込書」という。）を作成させてこれらを取りまとめ、推せん状および様式第2の書類を添えて三重県知事に提出すること。この場合、受講仮申込書には、当該受講希望者が令第10条に規定する資格を有する者であることを証する書類（以下「資格を証する書類」という。）を添付しなければならない。ただし、通商産業局長が発行した公害防止管理者等資格認定講習受講資格

審査済証明書を添付する場合は、資格を証する書類は不要とする。

- 資格を証する書類は、その種類に応じて次のとおりとする。
  - 技術士その他令別表第3に掲げる技術資格についてはその資格を証する免許証、免状等の写し（職務経験を要するものについては事業者による証明書）
    - 学歴については卒業証書の写し、卒業証明書等（必要に応じ履修科目を証する書類）
    - 実務経験については様式第3の事業者による証明書（受講希望者がかつて勤務した工場等の事業者による証明書を含む。）
- 申込みを受理した三重県知事は、提出された書類を審査のうえ、受講予定者を決定し、当該書類を提出した特定工場の事業者および受講申込者にその旨を通知するとともに講習実施細目を送付する。また、受講できないこととなつた者に対しては、提出された書類を返還するものとする。
 

なお、三重県知事は、受講申込者の数が講習予定人員を上回る場合には、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の円滑な施行を図るうえで必要性の高い者から優先して受講予定者を決定するものとする。

- 通知を受けた受講申込者は、速やかに様式第4の公害防止管理者等資格認定講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）に所要事項を記載し、受講手数料として所定の金額（1,500円）の収入印紙（消印はしない。）を貼付して三重県知事に提出する。

(5) 受講仮申込書の受付期間および受付時間

6月27日（火）から7月10日（月）までの間で、平日の午前8時30分から正午までおよび午後1時から5時（土曜日は正午）まで。

なお、郵便による場合は、7月10日（月）までの消印のあるもの（料金別納郵便および料金後納郵便にあつては、7月10日（月）までに到着のもの）に限る。

- (注) 1 受講申込みに必要な書類の郵送を希望する者は、あて先を明記した封筒および郵便切手（速達料90円）を提出すること。
- 仮申込書等提出の際は、受講資格審査結果の通知用としてあて先を明記した封筒および郵便切手（速達料90円）を添付すること。
  - 受講仮申込書および受講申込書の提出先  
 三重県津市広明町13番地（郵便番号 514）  
 三重県環境部環境調整課  
 （電話0592-26-1111（代）内線646~648）

様式第1

※ 整理番号	
※ 受理年月日	
※ 資格審査の結果	
※ 講習の期間	

公害防止管理者等資格認定講習受講仮申込書

三重県知事殿

昭和 年 月 日

ふりがな  
氏名 印

本籍	
現住所(郵便番号)	電話( )
生年月日	
勤務先の工場の名称	
勤務先の工場の所在地(郵便番号)	電話( )
受講したい講習の区分	

備考1 ※印の欄は記載しないこと。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

様式第2

受講希望者が勤務する特定工場の概要

特定工場の名称		
特定工場の所在地		
特定工場の総排ガス量		Nm <sup>3</sup> /時
ばい煙発生施設の種類	令第2条第2項第1号に規定する施設(有害物質を発生する施設)	
	その他の施設	
特定工場の総排水量		m <sup>3</sup> /日
汚水等排出施設の種類	令第3条第2項第1号に規定する施設(有害物質を発生する施設)	
	その他の施設	
備考		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

様式第3

公害防止実務証明書

受講申込者 住所

氏名

年 月 日生

上記の者は次の表の左欄に掲げる工場において同表の中欄に掲げる施設について同表の右欄に掲げる実務の経験を有することを証明します。

事業者の氏名

印

工場名	施設名	実務の経験		
		実務の内容	期間	
			年 月 日から	年 月 日まで
			年 月 日から	年 月 日まで
			年 月 日から	年 月 日まで
			年 月 日から	年 月 日まで

備考1 施設名および実務の内容についてはできるだけ具体的に記載すること。

2 この用紙の大きさは日本工業規格B5とする。

様式第4

収入印紙  
1,500円  
(消印しないこと)

※ 整理番号	
※ 受講年月日	
※ 講習の結果	
※ 講習の期間	

公害防止管理者等資格認定講習受講申込書

通商産業大臣 殿

昭和 年 月 日

ふりがな  
氏名

印

本籍	
現住所(郵便番号)	電話( )
生年 月 日	
勤務先の工場の名称	
勤務先の工場の所在地(郵便番号)	電話( )
受講したい講習の区分	

写真欄

写真の大きさは、たて、よこ各5センチメートルとし、提出前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像をはりつけること。

撮影年月日 年 月 日

備考1 ※印の欄は記載しないこと。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

●三重県告示第348号—2

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域を次のように指定し、昭和47年7月10日から施行する。

昭和47年6月16日

三重県知事 田 中 覚

指定した地域

津市

(1) 第一種区域

大谷町、広明町、鳥居町、柴町一丁目の区域のうち46~59、61~77、79~89、91~94、96~103、128~180及び204~209各地番までの区域、一身田上津部田の区域のうち字イの坪、字ロの坪、字ハの坪、字ヌの坪、字ルの坪、字ヲの坪、字ワの坪、字カの坪、字ヨの坪、字タの坪、字レの坪及び字ウの坪の区域、観音寺町、長岡町の区域のうち字黒田、字君ヶ口、字中切、字小黑、字高野尾及び字東高野尾の区域、渋見町の区域のうち字岩の谷、字小谷、字丸岡、字北裏、字黒田、字峠、字西焼尾及び字焼尾の区域、大字垂水の区域のうち字千歳、字真坪、字門田、字池の谷、字上屋敷、字南浦、字足田、字法ヶ広、字西浦、字香水、字批把谷、字井戸谷、字東青谷、字西青谷、字桜バサミ、字東焼尾、字西焼尾、字細谷、字丸池、字二年狼谷及び字小半分の区域

(2) 第二種区域

桜橋一丁目、桜橋二丁目、桜橋三丁目(446番地を除く。)、島崎町、江戸橋二丁目、三丁目(85番地を除く。)、下部田、上浜町六丁目、馬場塔世、中河原、寿町(18号~21号を除く、乙部(1号~10号を除く。))、乙部に住居表示されない乙部の区域、海岸町、相生町、愛宕町、元築造、久留島、佐伯町、宮ノ前、西裏岩田、弓屋敷、野崎垣内、柳山(通称中町、西町及び本通を除く。))、三重町、桜ヶ丘、下弁財(通称西、中及び北を除く。))、阿漕町の区域のうち塔世南郊線以東の区域、通称結城町、東古河町、西古河町、押加部町、加納町、博多町、大字南河路、大園町、桜田町、川添町、大字藤方の区域のうち字八ヶ坪、字結城、字若松、字百反、字八幡田、字上八木田、字中八木田、字下八木田、字林跡、字亀の越、字柳ヶ坪、字内浜田、字西太田、字浜替、字上垣内、字下垣内、字森目、字上り坂及び字黒木の区域、高茶屋小森上野町の区域のうち字城山、字鹿ヶ谷、字宮上、字中の山、字上野、字前田、字東浦、字中浜替、字小森川、字三ノ谷、字野田の区域、高茶屋小森町の区域のうち字野寺、字里ノ上、字己ノ谷、字大垣内、字町屋、字北端、字北垣内、字小森、字石草

原、字犬塚、字牛下し、字掛田及び字小谷の区域、高茶屋西城山町、大字半田、大字神戸、大字野田、河辺町、納所町、北河路町、一色町、安東町、長岡町の区域のうち字奥山田、字三十苺、字西裏、字尻外、字小山田、字宮ノ前、字垣内、字太田、字樋ノ爪、字高盛、字茶木原、字糖田、字井戸及び字加茂の区域、渋見町の区域のうち字西出、字城、字東出、字宮代、字市場、字竹川、字大坪、字横田、字葉原、字塩田、字赤目田、字沼田及び字二ノ坪の区域、大字殿村、大字産品、大字小舟、大字分部、雲出島貫町の区域のうち、字北大年、字大年、字池田、字南大年、字北藤本、字塚垣内、字藤木、字中町、字流作及び字川原新田の区域、雲出長常町、雲出本郷町の区域のうち字根成、字長溝、字西田、字荒木、字二ノ坪、字大町、字原対、字成恵、字奥寺、字一ノ割、字二ノ割、字三ノ割、字大釜、字浜垣内、字浜出、字中世古、字町屋、字五反垣内、字瀬古山、字脇ノ田、字新町、字雲成寺、字宮ノ前、字智海寺、字連方前、字寺池、字弥貴地蔵、字段々及び字川端の区域、雲出伊倉津町、一身田町(通称柴町、仲之町、西之町及び向拜前を除く。))、一身田豊野、一身田平野、一身田大古曾、一身田中野、一身田上津部田の区域のうち字にノ坪、字ほノ坪、字へノ坪、字とノ坪、字ちノ坪、字りノ坪、字フノ坪、字子ノ坪、字なノ坪、字らノ坪、字むノ坪、字うノ坪、字井ノ坪及び字のノ坪の区域、白塚町(字石神及字鎌田を除く。))、栗真小川町の区域のうち字池田、字山ノ脇、字関口、字大頭、字坂下、字西浦及び字南浦の区域、栗真中山(字下沢及び字小八丁子を除く。))、栗真町屋町の区域のうち字新貝、字四町、字西浜、字北垣内、字北新畑、字北浜、字里東、字中浜、字中新畑、字南浜、字南新畑及び字鬼ヶ塩屋の区域、片田長谷場町、片田田中町、片田志袋町、片田井戸町、片田薬王寺町、片田久保町、片田長谷町、片田片田町

(3) 第三種区域

羽所町、江戸橋一丁目、上浜町二丁目、上浜町三丁目、上浜町四丁目(27番地を除く。))、上浜町五丁目、柴町一丁目(46~59、61~77、79~89、91~94、96~103、128~180、204~209の各地番の区域を除く。))、柴町二丁目、柴町三丁目、柴町四丁目、丸ノ内、中央、中央に住居表示されない西町、新立町、東検校町、西検校町、東丸之内、大門、大門に住居表示されない東町及び新東町の区域、寿町の区域のうち18号~21号の区域、乙部の区域のうち1号~10号の区域、港町、万町、常盤町、北町、丸ノ内養正町、西丸ノ内、南丸ノ内、釜屋町、伊予町、岩田町、山中出口、西阿漕、弓之町、的場、立合町、柳山の区域のうち通称本通、中町及び西町の区域、下弁財の区域のうち通称西、中及び北の区域、上弁財町、八幡町、阿

漕町の区域のうち塔世南郊線以西の区域、藤枝町、綿内、船頭町、太字古河、八丁一丁目、八丁二丁目、八丁三丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、南新町、雲出島貫町の区域のうち字山鶴、字北浦、字川端、字端町及び字東流作の区域、雲出本郷町の区域のうち字大日堂、字風ヶ久保、字茶の木原、字磯田、字長田、字閑城、字南山後、字北山後、字大栗、字磯古、字北端、字智海寺前、字山ノ越、字梶、字松縄及び字西添の区域、高茶屋小森上野町の区域のうち、国道23号線以西の字大新田の区域、高茶屋小森町の区域のうち国道23号線以西の字竹縄、字丸田、字水合及び字大新田の区域、栗真小川町の区域のうち、字中沢、字東浦、字流田及び字沢の区域、栗真中山町の区域のうち字下沢及び字小八丁子の区域、栗真町屋町のうち字中垣内、字蒲池、字松本、字東浜、字東ノ内、字根上及び字西垣内の区域、白塚町の区域のうち字石神及び字鎌田の区域、一身田町の区域のうち通称栄町、中之町、橋向、西之町及び向拝前の区域、大字藤方の区域のうち字八ヶ坪、字百反、字山之越、字茨ノ子、字中興、字南八木田、米垣内、字小八木田及び字下田の区域、大字垂水の区域のうち字丸山、字入江、字中境及び字下境の区域

(4) 第四種区域

上浜町四丁目27番地、桜橋三丁目 446番地、江戸橋三丁目85番地、大字藤方1668番地、大字藤方1840番地、字中堰東、字中之割及び字下の割の区域、高茶屋小森上野町の区域のうち、国道23号線以東の字大新田の区域、高茶屋小森町の区域のうち字焼野、字中山、字向山、家大塚、字瓦ヶ野、字野田、字四ツ野、字三軒屋、国道23号線以東の字大新田、字水合、字丸田及び字竹縄の区域、雲出本郷町の区域のうち字榎縄、字杉縄及び国道23号線以東の字松縄の区域

四日市市

(1) 第一種区域

あさけが丘一丁目の区域のうち次の図に示す区域、あさけが丘二丁目の区域のうち次の図に示す区域、あさけが丘三丁目、八千代一丁目、八千代二丁目、山城町、萱生町、中村町、平津町、平津新町、大矢知町の区域のうち次の図に示す区域、西坂部町の区域のうち次の図に示す区域、坂部が丘一丁目、坂部が丘二丁目、坂部が丘三丁目、坂部が丘四丁目、坂部が丘五丁目、東坂部町、生桑町の区域のうち次の図に示す区域、尾平町、桜町の区域のうち次の図に示す区域、川島町の区域のうち次の図に示す区域、小生町の区域のうち次の図に示す区域、大字松本、東日野町、西日野町、高花平一丁目、高花平二丁目の区域のうち次の図に示す区域、高花平三丁目、高花平四丁目、高花平五丁目、笹川一丁目及び二丁目の区域のうち次の

の図に示す区域、笹川三丁目の区域のうち次の図に示す区域、笹川四丁目の区域のうち次の図に示す区域、笹川五丁目、笹川六丁目、笹川七丁目、笹川八丁目の区域のうち次の図に示す区域、笹川九丁目の区域のうち次の図に示す区域、八王子町、波木町の区域のうち次の図に示す区域

(2) 第二種区域

小牧町、札場町、朝明町、下海老町、山村町、広永町の区域のうち次の図に示す区域、平津町、千代田町、山分町の区域のうち次の図に示す区域、川北町、松寺町、大矢知町の区域のうち次の図に示す区域、蔦田町、西富田町、大字羽津の区域のうち次の図に示す区域、大字茂福、平町、松原町、富田四丁目、天カ須賀四丁目、山之一色町、西坂部町の区域のうち次の図に示す区域、東坂部町、小杉町、垂坂町、南いかるが町、別名一丁目、別名二丁目、別名三丁目、別名四丁目、別名五丁目、別名六丁目、緑ヶ町、山手町、大宮町、大宮西町、羽津中一丁目、羽津中二丁目、羽津中三丁目、みゆきヶ丘一丁目、みゆきヶ丘二丁目、大字西阿倉川の区域のうち次の図に示す区域、生桑町の区域のうち次の図に示す区域、尾平町、川島町の区域のうち次の図に示す区域、小生町の区域のうち次の図に示す区域、桜町の区域のうち次の図に示す区域、智積町、大字大井手、大井手一丁目、大井手二丁目、大字松本、松本一丁目、松本二丁目、西伊倉町、伊倉一丁目、伊倉二丁目、久保田一丁目、久保田二丁目、芝田一丁目、芝田二丁目、中川原一丁目、中川原二丁目、中川原三丁目、大字中川原、ときわ一丁目、ときわ二丁目、ときわ三丁目、ときわ四丁目、ときわ五丁目、大字赤堀、赤堀南町、赤堀一丁目、赤堀二丁目、赤堀三丁目、城西町、城東町、石塚町、西浦一丁目、西浦二丁目、堀木一丁目、堀木二丁目、鶴の森一丁目、鶴の森二丁目、安島一丁目、安島二丁目、浜田、中浜田町、南浜田町、新正一丁目、新正五丁目、日永五丁目、泊山崎町、泊町、追分一丁目、追分二丁目、追分三丁目、前田町、大字日永、大字泊村、大字六呂見の区域のうち次の図に示す区域、小古曾一丁目の区域のうち次の図に示す区域、小古曾二丁目、小古曾三丁目、小古曾四丁目、小古曾五丁目、小古曾六丁目、采女町、波木町の区域のうち次の図に示す区域、小古曾町、森カ山町、室山町、小林町、東日野町、西日野町、八王子町の区域のうち次の図に示す区域、河原田町の区域のうち次の図に示す区域、海山道町一丁目、海山道町二丁目、海山道町三丁目、大井の川町一丁目の区域のうち次の図に示す区域、大井の川町二丁目の区域のうち次の図に示す区域、大井の川町三丁目の区域のうち次の図に示す区域、中里町、塩浜本町二丁目、塩浜本町三丁目、御園町二丁目の区域のうち次の図に示す区域、馳出町一丁目の区域のうち次の図に示す区域、馳出町三丁目の区域のうち次の図に

示す区域、セツ屋町、松泉町、大池町、川合町、湍旭町、高旭町、宮東町一丁目、宮東町二丁目、宮東町三丁目、柳町の区域のうち次の図に示す区域、大字塩浜の区域のうち次の図に示す区域、塩浜町の区域のうち次の図に示す区域、小浜町、笹川一丁目の区域のうち次の図に示す区域、笹川四丁目の区域のうち次の図に示す区域、笹川八丁目の区域のうち次の図に示す区域

(3) 第三種区域

あさけが丘一丁目の区域のうち次の図に示す区域、あさけが丘二丁目の区域のうち次の図に示す区域、富洲原町、住吉町、天カ須賀一丁目、天カ須賀二丁目、富田一色町、富双二丁目、富双一丁目、富田一丁目、富田二丁目の区域のうち次の図に示す区域、富田三丁目、東富田町、茂福町、東茂福町、富田浜元町、富田浜町、南富田町、八田一丁目、八田二丁目、八田三丁目、羽津町、羽津山町、城山町、大宮西町、阿倉川町、万古町、三ツ谷町、三ツ谷東町、本郷町、末永町、清水町、野田一丁目、野田二丁目、大字西阿倉川の区域のうち次の図に示す区域、大字東阿倉川、大字末永、陶栄町、滝川町、浜一色町、京町、川原町の区域のうち次の図に示す区域、高浜町、東新町、新浜町、西町、元町、西新地、西浦一丁目、西浦二丁目、中部、北町、諏訪町、中町、八幡町、新々町、北浜町、北条町、元新町、本町、沖の島町、北納屋町の区域のうち次の図に示す区域、中納屋町、南納屋町、蔵町、高砂町、相生町、諏訪栄町、浜田町、朝日町、幸町、栄町、三栄町、新正二丁目、新正三丁目、新正四丁目、北浜田町、中浜田町、十七軒町、南起町、曙町、曙一丁目、曙二丁目、大井の川町一丁目の区域のうち次の図に示す区域、大井の川町二丁目の区域のうち次の図に示す区域、大井の川町三丁目の区域のうち次の図に示す区域、大字六呂見の区域のうち次の図に示す区域、馳出一丁目の区域のうち次の図に示す区域、馳出二丁目の区域のうち次の図に示す区域、馳出三丁目、御園町一丁目、塩浜本町一丁目、柳町の区域のうち次の図に示す区域、塩浜町の区域のうち次の図に示す区域、大字塩浜の区域のうち次の図に示す区域、川尻町の区域のうち次の図に示す区域、大治田町の区域のうち次の図に示す区域、河原田町の区域のうち次の図に示す区域、高花平二丁目の区域のうち次の図に示す区域、高花平三丁目の区域のうち次の図に示す区域、笹川八丁目の区域のうち次の図に示す区域、笹川九丁目の区域のうち次の図に示す区域

(4) 第四種区域

広永町の区域のうち次の図に示す区域、山分町の区域のうち次の図に示す区域、天カ須賀三丁目、天カ須賀五丁目、富洲原町、富田二丁目の区域の

うち次の図に示す区域、白須賀一丁目、白須賀二丁目、白須賀三丁目、富士町、金場町、大字羽津の区域のうち次の図に示す区域、伊倉三丁目、中川原四丁目、高浜新町、東新町、新浜町、午起一丁目、午起二丁目、午起三丁目、浜町、北納屋町の区域のうち次の図に示す区域、稲葉町、尾上町、西末広町、末広町、昌栄町、寿町、大字馳出、大字日永、大字六呂見の区域のうち次の図に示す区域、小古曾一丁目の区域のうち次の図に示す区域、小古曾二丁目の区域のうち次の図に示す区域、小古曾町、大治田町の区域のうち次の図に示す区域、川尻町の区域のうち次の図に示す区域、貝塚町、内堀町、河原田町の区域のうち次の図に示す区域、宝町

伊勢市

(1) 第一種区域

指定しない。

(2) 第二種区域

宇治館町の区域のうち字下館及び字下井田神の区域、宇治中之切町、宇治浦田町、桜木町、中之町、古市町、久世戸町、徳町、尾上町、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目、岡本町、岩淵三丁目、岩淵町、豊川町、本町字中館、宮後町43番地、一之木四丁目、一之木五丁目、一志町の区域のうち39の4、41及び33の各番地の区域、八日市場町の区域のうち字鱗形、字外忍穂井、字内忍穂井、字世義寺屋敷及び字坂之世古、大世古四丁目、常磐町の区域のうち字田代、字小町、字屏風山、字笹之谷、字右倉前、字中山、字源田、尾崎、字白石山、浦口町(字中谷及び字浦口を除く。)、二俣町の区域のうち字塚山及び字中谷の区域、辻久留町の区域のうち字秋葉山、字関場、字清水、中島町、宮川町、神久二丁目、神久四丁目、神久六丁目、神田久志本町、黒瀬町の区域のうち字綱釣岩、字石仏、字岩崎、字車尻、字大谷、字鬼女ヶ谷、字桜木、字西池、西池ノ尻、字中尾、字札木、字内新開、字頭山、字山添、字扇山、字溝越、字門保、字長谷、字千物田、字扇田、字松本、字東中野、字笠松、字四郎兵衛谷、字奥山、字東池之尻、字東池、字池之口、字八幡前、字稲荷谷、字阿山、字根幸谷、勢田町(字鼓ヶ岳、字滝之口、字焼山及び字焼堀を除く。)、藤里町(字東、字長尾谷、字七曲り、字日々ヶ谷、字波谷、字五斗代、字高原、字佐項ヶ嶽、字一之谷、字西起、字又作田及び字東高原を除く。)、中村町、楠部町(字西洞、字桃口、字高出、字向洞、字洞ヶ崎、韓神山、字前田、字水谷、字防山、字雨提、字蜀田山、字鯛町、字木田、字向山、字高平、字灰原、字家田、字若ノ山、字深起、字熊田谷、字上り、字奥矢田、字片蓋山、字口矢田、字高尾、字栗ヶ谷、字明山、字志多尾、字千代老谷、字松野尾、字水崎、字溝路、字小崎谷、字堀ノ内、字百姓ヶ尾、字月待

山、字長坂及び字桶部峠を除く。)、鹿海町、川端町191番地、同町192番地

(3) 第三種区域

宇治今在家町の区域のうち字東賀集楽、字中賀集楽、字西賀集楽、字作楽、字柏崎、岩淵一丁目、岩淵二丁目、吹上一丁目、吹上二丁目、河崎一丁目、河崎二丁目、河崎三丁目、船江一丁目(6、7、8、9及び10の各番地を除く。)、船江二丁目、船江三丁目、船江四丁目、本町、宮後町(43番地を除く。)、宮後二丁目、宮後三丁目、一之木町、一之木二丁目、一志町(33、39の4及び41の各番地を除く。)、八日市場町(字坂之世古、字鱗形、字世義寺屋敷、字内忍穂井及び字外忍穂井を除く。)、大世古町、大世古二丁目、大世古三丁目、曾称町、曾称二丁目、宮町、常磐町の区域のうち字常磐、字落合、字清盛、棕町、字出口、字茶屋町及び字戸野の区域、浦口町字浦口、二俣町の区域のうち字小河原、字二俣及び字山崎の区域、辻久留町の区域のうち字辻久留及び字上社前の区域、神久一丁目、神久三丁目、神久五丁目、神社港(字藤倉前及び字辻名を除く。)

(4) 第四種区域

船江一丁目(1、2、3、4及び5の各番地を除く。)、神社港の区域のうち字藤倉西及び字辻名の区域、船江四丁目、竹ヶ鼻町(78、78の2及び78の4の各番地を除く。)、小木町、馬瀬町、下野町、大湊町

松阪市

(1) 第一種区域

指定しない。

(2) 第二種区域

愛宕町(市道塚本垣鼻線以南の区域を除く。)、挽木町(興和紡績株式会社清生分工場敷地を除く。)、殿町、白粉町、西町(国鉄名松線軌道以北の区域を除く。)、川井町(百々川以西の区域、市道塚本垣鼻線以南の区域及び鐘紡株式会社松阪工場敷地を除く。)、春日町、京町(市道高町停車場線以西の区域及び市道塚本垣鼻線以南の区域を除く。)、東町、宮町(字ヲノホロ、字堂ノ後、字花鶴の区域のうち国道23号線以北の区域及び字中島の区域のうち市道塚本垣鼻線以南の区域を除く。)、高町の区域のうち愛宕川以西の区域、若葉町、郷津町、清生町(興和紡績株式会社松阪工場敷地を除く。)、幸生町の区域のうち字里及び字前沢の区域、鎌田町(字南沖及び国道23号線以南の区域を除く。)、石津町、荒木町、大口町の区域のうち字柳及び県道松阪港線以東の区域、垣鼻町(市道南部幹線以西の区域、興和紡績株式会社松阪工場敷地及び金剛川以東の区域を除く。)

、大津町の区域のうち字名古須、字秀張、字浦早崎、字里垣内、字久地、字御殿町及び杉垣外の区域、田原町(金剛川以東の区域及び興和紡績株式会社松阪工場敷地を除く。)、久保町(金剛川以東の区域を除く。)、船江町の区域のうち字大福、字判之木、字内方、字大門、字南枝、字川原垣内、字草入及び字松之木の区域、外五曲町の区域のうち字下沖(鐘紡株式会社松阪工場敷地を除く。)、字前沖、字丸太東、字西沖及び字和田沖の区域、西之庄町(鐘紡株式会社松阪工場敷地を除く。)、桜町大黒田町の区域のうち字四反田、字常願寺、字林、字石川、字下野、字丸ノ内、字貝鍋、字沖川、字八幡、字高田、字五反田、字新田町、字新田町前、字高見及字上野の区域、駅部田町(字光用、字隆毛、字子守及び字花岡山を除く。)、内五曲町、小黒田町(字道林田、字峠、字ゴケ山、字土山、字深蔵及び茶園川を除く。)、田村町の区域のうち字六才、字いくい、字下沖、字茶ノ木原、字ガユダ、字中筋、字おこさ、字おのまへ、字木ノ坪、字ひさ、字立花、字八王子、字川原、字ゆんで、字蔵持、字ふけ、字中野、字こ毛ノ口、字無本、字ひな田及び字寺前の区域、阿形の区域のうち坂内川以東の区域、大足町の区域のうち坂内川以東の区域、太平尾町の区域のうち坂内川以東の区域、久保田町(国道23号線以南の区域及び字西沖を除く。)、大塚町の区域のうち字坊海道、字東出、字保曾通、字大門、字里合、字宮前、字ヲノ鳥、字塚田、字鍛冶作、字山神戸及び字中挾の区域

(3) 第三種区域

愛宕町の区域のうち市道塚本垣鼻線以南の区域、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、愛宕町三丁目、愛宕町四丁目、南町、長月町、湊町、五十鈴町、日野町、平生町、本町、中町、中野六丁目、魚町、新座町、黒田町、新町、西町の区域のうち国鉄名松線軌道以北の区域、川井町の区域のうち市道塚本垣鼻線以北の区域、茶与町、京町の区域のうち市道高町停車場線以西の区域及び市道塚本垣鼻線以南の区域、宮町の区域のうち字ヲノホロ、字堂の後並びに字花鶴の区域のうち国道23号線以北の区域及び字中島の区域のうち市道塚本垣鼻線以南の区域、朝日町、朝日町一区、鎌田町の区域のうち字南沖及び国道23号線以南の区域、大口町の区域のうち字西川原、字上川原、字北掘田、字元浜(県道松阪港線以東の区域を除く。))及び字西(県道松阪港線以東の区域を除く。))の区域、垣鼻町の区域のうち市道南部幹線以西の区域、船江町の区域のうち字額田の区域、大黒田町の区域のうち字綿田、字北出、字宮堀、字西下野、字畔田、字下新戸、字城ノ前、字山、字藪下、字押方、字西出、字組田及び字橋本の区域、駅部田町の区域のうち字光用、字隆毛及び字子守の区域、久保田町の区域のうち国道23号線以南の区域、大塚町の区域のうち字四反田及び五反田の区域

(4) 第四種区域

挽木町の区域のうち興和紡績株式会社清生分工場敷地、清生町の区域のうち興和紡績株式会社松阪工場敷地、垣鼻町の区域のうち興和紡績株式会社松阪工場敷地、田原町の区域のうち興和紡績株式会社松阪工場敷地、川井町の区域のうち鐘紡株式会社松阪工場敷地、外五曲町の区域のうち鐘紡株式会社松阪工場敷地、大口町(字柳、字西川原、字上川原、字北堀田、字元浜及び字西を除く。)、煎師町の区域のうち坂内川以東の区域、西黒部町の区域のうち金剛川以西の区域

桑名市

(1) 第一種区域

大字上野字笠松、大字東方字徳成、大字北別所字天神広、字天神ヶ丘、字高塚、字福地、字井戸谷の区域、霞町、神楽町、立松町、桜通、松並町、梅園通、汐見町、青葉町

(2) 第二種区域

大字能部、字東谷(東谷桑部線以南を除く。)、字花貝戸の東名阪線以西(花貝戸2号線以北を除く。))の区域、字北貝戸(用水路以北を除く。))の区域、字南貝戸の970~1215(977~1072及び1208~1212各番地を除く。))の区域、大字桑部字西貝戸、字山ヶ鼻の区域、字中貝戸(520~567、670~680及び729~736各番地を除く。))の区域、字寺狭間の2260~2268、2272~2309、2325~2327及び2458~2460各番地の区域、字城下の409~418、421~422、429~432、443~444及び446各番地の区域、字中山田の1531~1533番地の区域、字松ヶ下943~1042番地(1038~1039番地を除く。))、字篠原(字賀桑名線以北を除く。))の区域、大字大仲新田字新井水掛(彦根桑名線以北を除く。))の区域、大字五反田字諸土山、字北貝戸の区域、字小山及び字平のうち彦根桑名線以北を除く区域、字東貝戸(近鉄北勢線以南を除く。))の区域、大字芳ヶ崎字コロビザカの区域、字西クアラギ、字八瀬ヶ谷及び字大辻のうち彦根桑名線以北を除く区域、字屋敷田(近鉄北勢線以南を除く。))の区域、大字森忠字笠坊谷及び長坂のうち彦根桑名線以北を除く区域、字正津(字ハサマ西の近鉄北勢線以南を除く。))、字十王堂(近鉄北勢線以南を除く。))の区域、大字星川字宇賀、字捨式、字米之木、字山神堂、字谷口、字水亀の区域、字中山(彦根桑名線以北を除く。))、字里及び字尾崎の近鉄北勢線以南を除く区域、大字坂井字茶山、字奥山の区域、大字額田字横長、字笹貝、字堤外の区域、字八字谷(三交不動産開発区域界と坂井奥新田線の交わる北東を除く。))、中新貝(東名阪道路以東を除く。))、字前川原(1~3番地、16~30番地、98~101番地、113~130番地を除く。))の区域、大字蓮花寺字城山、字宇賀、字神田、字馬喰谷、

字三反田の区域、字西広(東名阪道路以西を除く。))、字惣作(山崎精工(株)、伊藤邦铸造所(株)を除く。))の区域、大字西別所字中沢、字奥沢、字山畑、字駒広、字椽谷、字山坂下、字東谷、字嶺山、字新山畑の区域、字倉持(近鉄北勢線以南を除く。))、字小池(彦根桑名線南30m以南を除く。))、字石曾根(彦根桑名線南30m以南及び934~935、938~939、941~960、970~977及び984~989の各番地を除く。))、字上野前(近鉄北勢線以南及び大垣桑名線以西を除く。))の区域、大字神田字樋之口(彦根桑名線南30m以南を除く。))の区域、大字上野字松ヶ下、字宮ノ下の区域、大字矢田字大日、字大塚、家城山、字小野山の区域、字三反長(彦根桑名線北20m以南を除く。))、字未之改(彦根桑名線以南を除く。))の区域、新矢田一丁目、益生町、新地、八幡町、新屋敷、矢田嶺、東矢田、元赤須賀、清水町、吉之丸、柳原、伊賀町の区域、萱町(伊勢大橋小泉線以西を除く。))の区域、西鍋屋町の7~25番地の区域、千代田町、新矢田二丁目及び中央町二丁目のうち国道1号線西20m以東を除く区域、大字大福字市の坪、字雀塚の区域、字宮東及び寺跡のうち江場安永線以南を除く区域、字矢田東(三ツ矢橋伝馬線以南を除く。))の区域、大字安永字二区割、字三区割の区域、字七区割、八区割及び十一区割のうち国道1号線以東を除く区域、字四区割(安永16号線以北を除く。))、字十区割(城南北部3号線と南部3号線以西を除く。))の区域、大字江場の1~370番地の区域、字中堀及び飛地観音堂のうち神館神社線以北を除く区域、字浅川(三ツ矢橋伝馬線以南を除く。))、字中野(大垣桑名線以北を除く。))の区域、大字本願寺字南崩の区域、字西裏(神館神社線以北を除く。))の区域、大字東野の区域、大字地藏字新甫田、字三丁目の区域、字三畝割(名四国道以南を除く。))の区域、大字小貝須字若田堀(1887~1936番地を除く。))の区域、大字和泉字イの割、トの割、チの割、ロの割、ハの割(城南南部14号線以北を除く。))、リの割(城南南部4号線以西を除く。))の区域、大字小泉字里、字去の起、字七兵衛の区域、字紺屋新田(字界以東を除く。))の区域、外堀、相川町の区域、今片町、今中町及び今北町の太一九江場線以東を除く区域、内堀のうち94~118及び133~185各番地の区域、三之丸(6~33番地を除く。))、宝殿町(44~46、53~56及び62~74各番地を除く。))の区域、春日町のうち7~13番地の区域、大字赤須賀(赤須賀9号線以南赤須賀吉之丸線以東、桑名港線以北を除く。))の区域、大字桑名字北浜の区域、字鷹場(太一九江場線以西を除く。))、字棚田(国鉄鉄道敷を除く。))の区域、大字尾野山の区域、大字北別所字岸西下、字谷山、字高塚山、字干物谷、字流、字南畑、字池の割の区域、字蔵金坊(大垣桑名線以西を除く。))、字段振及び中堀のうち近鉄養老線以北を除く区域、大字西方

字一ノ谷、字霞ヶ丘、字文四郎起、字笹山、字宮の浦の区域、大字木々の区域、大字東次上字大苗代の区域、字鎌地繩及び八反田のうち西桑名西次上線以南を除く区域、大字東方字堅繩、字東川原、字城下、字尾畑、字細貝道、字上ノ越、字立坂、字西場様、字寺尾敷、字尾弓田、字日物谷、字播磨前の区域、字古川の2508~2509及び2539~2547各番地の区域、字土島のうち成徳中学校敷地、字福島前(国道1号線以南を除く。)の区域、字掛越及び字中折のうち国鉄鉄道敷地以東を除く区域、字市ノ繩(国鉄鉄道敷地及び西桑名西方線南20m以北を除く。)、字打上田(打上田北3号線以東を除く。)の区域、大字播磨字宮東、字岸西下、字六割割、字ダリ、字沢南の区域、字西新田及び鳥打のうち大垣桑名線以西を除く区域、字宮西(国鉄鉄道敷地以西を除く。)の区域、大字福島字南沢、字甚内、字北小島の区域、字元新田(上ノ輪農道以北を除く。)の区域、大字上ノ輪新田字西沢(上ノ輪農道以北を除く。)の区域、大字西次上字弥平田(弥平田水路以西を除く。)の区域、大字下深谷部字ハツ橋、字北川原の区域、字北廻の養老線以東及び3315~3361、3367~3380、3382~3388各番地の区域、字山ノ城(下深谷部12号線以南を除く。)、字堂ノ下(下深谷部84号線以北を除く。)、字批把島(下深谷部91号線以北を除く。)の区域

## (3) 第三種区域

大字本願寺字飛地南崩の区域、字西裏(神館神社線以南を除く。)の区域、大字大福字太夫殿給の区域、字大門(八重垣神社線以南を除く。)の区域、大字江場字矢田裏の区域、字浅川及び字神戸のうち国道1号線以東を除く区域、大字矢田字崩、字笠松の区域、字三反長(彦根桑名線北20m以北を除く。)の区域、明正町、馬道一丁目、三ツ矢橋、西矢田町、京町、油町、職人町、宮通、片町、江戸町、北魚町、川口町、本町、風呂町、宮町、船馬、三崎通、田町、殿町、南魚町、相生町、北寺町、南寺町、三栄町、常盤町、寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、末広町、八間通、提原太一九蓮見町、参宮通、駅元町、有楽町、中央町一丁目、新町、入江、葭町、紺屋町、吉津屋町、京橋町、新築町の区域、内堀(94~118、133~185各番地を除く。)、春日町(7~13番地を除く。)、鍛冶町(15、16、18、20~39番地を除く。)、萱町(伊勢大橋小泉線以東を除く。)の区域、千代田町及び新矢田二丁目並びに中央町二丁目のうち国道1号線西20m以西を除く区域、宝殿町の44、45、46、53、54、55、56各番地及び62~74番地の区域、三之丸の6~33番地の区域、伝馬町の21、22及び30~78各番地の区域、大央町の7~20番地の区域、中央町三丁目20番地の区域、大字桑名字拾貳番の区域、字石ヶ瀬(諸戸水路以北を除く。)の区域、大字赤

須賀の区域、赤須賀9号線以南、赤須賀吉之丸線以東、桑名港線以北の区域、大字東方字福島前の区域、字打上田(打上田北3号線以西を除く。)、字市の繩(西桑名西方線南20m以南を除く。)、字掛越及び字中折のうち国鉄鉄道敷地以西を除く区域、大字東方字矢田野、大字福島字矢矢田野及び字立代のうち国道1号線以東を除く区域、大字下深谷部字中村藤、字城ノ堀、字川崎の区域、字長俣(下深谷部91号線以北を除く。)の区域

## (4) 第四種区域

大字能部字花貝戸(東名阪道路以西及び花貝戸2号線以北を除く。)の区域、大字桑部字篠原(字賀、桑名線以南を除く。)、字松下1038、1039及び1043~1076各番地の区域、大字増田字惣作、下惣作、馬淵及び大字額田字棚瀬のうち彦根桑名線以南を除く区域、大字蓮花寺字惣作のうち山崎精工(株)、伊藤邦铸造所(株)の敷地、大字西別所字倉持(近鉄北勢線以北及び310、313、316~322、327、339各番地を除く。)、字上の前(大垣桑名線以東及び近鉄北勢線以北を除く。)の区域、大字上野字庄右衛門新田(彦根桑名線以南を除く。)の区域、大字矢田字有王の区域、字川成(御用水路以南を除く。)の区域、字未之改のうち東洋紡績(株)の敷地、大字江場字柳ノ町、字観音堂、字正金龜、字辰折、字貝戸、字寺前の区域、字浅川(三ツ矢橋伝馬線以北を除く。)の区域、字宮ノ島の371~384番地の区域、字中野(大垣桑名線以南を除く。)、字神戸(国道1号線以西を除く。)の区域、字中糶及び飛地観音堂のうち神館神社線以南を除く区域、大字大福字中野、字畑田の区域、字矢田東(三ツ矢橋伝馬線以北を除く。)の区域、字宮東及び寺跡のうち江場安永線以北を除く区域、字大門(八重垣神社線以北を除く。)の区域、大字安永字五区割、字六区割、字九区割の区域、字四区割(安永16号線以南を除く。)、字十区割(城南北部3号線及び南部3号線以東を除く。)の区域、七区割及び八区割並びに十一区割の国道1号線以西を除く区域、大字和泉字ハノ割区域、字リノ割(城南南部4号線以東を除く。)の区域、字ヘノ割(城南南部14号線以南を除く。)の区域、字ホノ割及びニノ割の名四国道以東を除く区域、大字小貝須字柳原(名四国道以東を除く。)の区域、字甚右衛門繩(伊賀江場線以東を除く。)の区域、大字鍋屋町、大字伝馬町、大字桑名字十四番、字冷田、字穴町の区域、掛樋一色町、中央町四丁目、中央町五丁目の区域、大字桑名字石ヶ瀬(諸戸水路以南を除く。)、字霞山(砂割水路以北を除く。)、字鷹場(太一九江場線以東を除く。)の区域、西綱屋町(7~25番地を除く。)、伝馬町(21、22、30~78各番地を除く。)、鍛冶町(9~14、19、40~49各番地を除く。)、大央町(7~20番地を除く。)、中央三丁目(20番地を除く。)の区域、大字東方字土島(成徳中学校

敷地を除く。)、字矢田野(国道1号線以西を除く。)、字福島前(国道1号線以北及び基内矢田線以东を除く。)の区域、大字福島字矢田野及び字立代の国道1号線以西を除く区域、大字東汰上字井口、字弥兵衛田、字前田の区域、字八反田及び字鎌地繩のうち西桑名西汰上線以北を除く区域、松之元(国鉄線以东を除く。)の区域、大字播磨字源兵衛の区域、字宮西(国鉄線以东を除く。)の区域

上野市

(1) 第一種区域

指定しない。

(2) 第二種区域

伊予町、寺町、北平野、緑ヶ丘東町、徳居町、池町、久米町、八幡町、車坂町の区域のうち次の図に示す区域、田端町の区域のうち次の図に示す区域、玄蕃町の区域のうち次の図に示す区域、赤坂町の区域のうち次の図に示す区域、農人町の区域のうち次の図に示す区域、緑ヶ丘中町、緑ヶ丘本町の区域のうち次の図に示す区域、緑ヶ丘西町、緑ヶ丘南町、西大手町の区域のうち次の図に示す区域、幸坂町の区域のうち次の図に示す区域、東丸之内の区域のうち次の図に示す区域、西丸之内の区域のうち次の図に示す区域、三ノ西町の区域のうち次の図に示す区域、茅町の区域のうち次の図に示す区域、恵美須町の区域のうち次の図に示す区域、桑町の区域のうち次の図に示す区域、東日南町の区域のうち次の図に示す区域、西日南町の区域のうち次の図に示す区域、愛宕町の区域のうち次の図に示す区域、鉄砲町の区域のうち次の図に示す区域、万町の区域のうち次の図に示す区域、東忍町の区域のうち次の図に示す区域、西忍町の区域のうち次の図に示す区域、木興町、守田町、四十九町の区域のうち次の図に示す区域、小田町の区域のうち次の図に示す区域、三田の区域のうち次の図に示す区域、服部町、高畑、西明寺の区域のうち次の図に示す区域

(3) 第三種区域

新町、鍛冶町、片原町、東町、中町、西町、向島町、福居町、小玉町、魚町、相生町、紺屋町の区域のうち次の図に示す区域、車坂町の区域のうち次の図に示す区域、田端町の区域のうち次の図に示す区域、玄蕃町の区域のうち次の図に示す区域、赤坂町の区域のうち次の図に示す区域、農人町の区域のうち次の図に示す区域、西大手町の区域のうち次の図に示す区域、幸坂町の区域のうち次の図に示す区域、東丸之内の区域のうち次の図に示す区域、西丸之内の区域のうち次の図に示す区域、三ノ西町の区域のうち次の図に示す区域、茅町の区域のうち次の図に示す区域、恵美須町の区域のうち次の図に示す区域、桑町の区域のうち次の図に示す区域、東日南町

の区域のうち次の図に示す区域、西日南町の区域のうち次の図に示す区域、愛宕町の区域のうち次の図に示す区域、鉄砲町の区域のうち次の図に示す区域、万町の区域のうち次の図に示す区域、東忍町の区域のうち次の図に示す区域、西忍町の区域のうち次の図に示す区域、小田町の区域のうち次の図に示す区域、三田の区域のうち次の図に示す区域、野間、東高倉

(4) 第四種区域

緑ヶ丘本町、緑ヶ丘西町の区域のうち次の図に示す区域、茅町の区域のうち次の図に示す区域、四十九町の区域のうち次の図に示す区域、西明寺の区域のうち次の図に示す区域

鈴鹿市

(1) 第一種区域

指定しない。

(2) 第二種区域

指定しない。

(3) 第三種区域

江島町の区域のうち字川南、字江島の区域並びに字北脇及び字山之内の区域のうち次の図に示す区域、白子町の区域のうち字境、字栗真の区域並びに字長ヲサ、字寺地及び字和田の区域のうち次の図に示す区域、神戸十日市場町、神戸萱町、神戸常磐町、神戸矢田部町(字焼溝、字高人及び字松之下を除く。)、神戸十日市町、神戸新町、神戸鍛冶町、神戸西町、神戸翠町、神戸石橋町、神戸河町、神戸小山町、神戸地子町(字柳原、字大橋、字須田及び字茨木を除く。)、矢橋町の区域のうち字大日、字宮ノ前の区域並びに字竹ノ花、字門田、字東川原、字巻丁田及び字高田の区域のうち次の図に示す区域、道伯町の区域のうち字南新田場の区域並びに字十三割、字西新田場、字野田浦、字東山、字上り途及び字北新田場の区域のうち次の図に示す区域、三日市町字東新田場及び字中の池の区域のうち次の図に示す区域、地子町の区域のうち字赤土の区域並びに金生水の区域のうち次の図に示す区域、安塚町の区域のうち字雲蚊塚、字山ノ花、字源平塚、字野瀬の区域並びに字西山、字今発の区域のうち次の図に示す区域、末広町、字野瀬の区域のうち次の図に示す区域、南玉垣町字玉垣の区域のうち次の図に示す区域、平田町字平田野、字古阿古曾の区域のうち次の図に示す区域、算所町の区域のうち字西新開の区域並びに字西起の区域のうち次の図に示す区域

(4) 第四種区域

庄野町字羽山及び字倉町の区域のうち次の図に示す区域、平田町字平田野の区域のうち次の図に示す区域、国府町の区域のうち字石丸の区域、南

玉垣町字玉垣の区域のうち次の図に示す区域、白子町字新地の区域のうち次の図に示す区域、道伯町の区域のうち字野田西、字上蟻塚、字八反田、字下蟻塚、字野田瀬古、字南鳥野の区域並びに字西瀬古、字東浦、字笈田、字十三割、字野田浦及び字東山の区域のうち次の図に示す区域、三日市町字北鳥野及び字中の池の区域のうち次の図に示す区域、稲生町字浄土池及び字池の下の区域のうち次の図に示す区域、末広町字石垣、字千歳ヶ原及び字野瀬の区域のうち次の図に示す区域、岸岡町字小谷、字八反坪、字山中、字東長谷、字西長谷、岩ヶ谷及び字打越の区域のうち次の図に示す区域、東玉垣町字乙戸部の区域のうち次の図に示す区域、江島町字長谷及び字富士下の区域のうち次の図に示す区域、加佐登町字野住の区域のうち次の図に示す区域

名張市

- (1) 第一種区域  
指定しない。
- (2) 第二種区域

桜ヶ丘、平尾の区域のうち次の図に示す区域、丸之内の区域のうち次の図に示す区域、柳原町の区域のうち次の図に示す区域、鍛冶町の区域のうち次の図に示す区域、新町の区域のうち次の図に示す区域、南町、朝日町、上八町の区域のうち次の図に示す区域、栄町の区域のうち次の図に示す区域、東町の区域のうち次の図に示す区域、桔梗が丘一番町、桔梗が丘二番町、桔梗が丘三番町、桔梗が丘四番町、桔梗が丘五番町、蔵持甲の区域のうち次の図に示す区域、蔵持の区域のうち次の図に示す区域、西田原の区域のうち次の図に示す区域、東田原の区域のうち次の図に示す区域、中村の区域のうち次の図に示す区域、下小波田の区域のうち次の図に示す区域、上小波田の区域のうち次の図に示す区域、夏見の区域のうち次の図に示す区域、瀬古口の区域のうち次の図に示す区域、中村(箕曲)の区域のうち次の図に示す区域、赤目町相楽の区域のうち次の図に示す区域、赤目町檀の区域のうち次の図に示す区域、赤目町柏原の区域のうち次の図に示す区域、赤目町一ノ井の区域のうち次の図に示す区域、赤目町丈六の区域のうち次の図に示す区域

- (3) 第三種区域

平尾の区域のうち次の図に示す区域、丸之内の区域のうち次の図に示す区域、柳原町の区域のうち次の図に示す区域、鍛冶町の区域のうち次の図に示す区域、新町の区域のうち次の図に示す区域、本町、上本町、中町、榑町、元町、豊後町、木屋町、松崎町、上八町の区域のうち次の図に示す区域、栄町の区域のうち次の図に示す区域、東町の区域のうち次の図に示す区域

す区域、夏見の区域のうち次の図に示す区域、瀬古口の区域のうち次の図に示す区域、中村(箕曲)の区域のうち次の図に示す区域、赤目町檀の区域のうち次の図に示す区域、赤目町柏原の区域のうち次の図に示す区域、赤目町丈六の区域のうち次の図に示す区域

- (4) 第四種区域

西田原の区域のうち次の図に示す区域、東田原の区域のうち次の図に示す区域、西原町の区域のうち次の図に示す区域、蔵持甲の区域のうち次の図に示す区域、蔵持の区域のうち次の図に示す区域、下比奈知の区域のうち次の図に示す区域、夏見の区域のうち次の図に示す区域、中村(箕曲)の区域のうち次の図に示す区域、青蓮寺の区域のうち次の図に示す区域、赤目町星川の区域のうち次の図に示す区域、赤目町相楽の区域のうち次の図に示す区域、赤目町柏原の区域のうち次の図に示す区域

尾鷲市

- (1) 第一種区域  
指定しない。
- (2) 第二種区域

天満浦(天満、古里、水地)、北浦町、宮ノ上町、脇ノ浜、座ノ下、坂場、茶地丘、何枚田、倉ノ谷、古戸、大滝、泉、小原野、光ヶ丘、新田、小川、向工山、矢浜上ノ山、矢浜樋ノ口、向井 大曾根、行野浦松本、九鬼町、早田町、三木浦町、三木里町、名柄町、小脇町、古江町、賀田町、曾根町、梶賀町、須賀利町の区域及び上中川、矢浜の区域のうち次の図に示す区域

- (3) 第三種区域

林町、南陽町、中央町、中村町、朝日町、港町、中井町、栄町、野地町、古戸町、末広町、坂場町の区域及び小川町(国道から東)、上中川、矢浜の区域のうち次の図に示す区域

- (4) 第四種区域

矢浜松泉町、矢浜汐附、矢浜中砂、ガンガラキ、矢浜真砂、矢浜大道、矢浜太田、向井河原の区域と南浦の区域のうち次の図に示す区域

亀山市

- (1) 第一種区域  
指定しない。
- (2) 第二種区域

井田川町の区域のうち字梅田、字柿の木、字樋掛田、字谷山の区域、川合町の区域のうち字作千代治、字日出宮、字今里、字丁安田、字山城の区域、和田町の区域のうち字薄文、字安蔵、字土地元、字長町、字南裏、字

和田之原、字南之口、字若宮、字奥安場、字安場、字萩原の区域、井尻町の区域のうち字門之田、字池田、字道金、字平子、字辻垣内、字八ッ谷、字北谷、字上野、字茶屋裏、字高塚の区域、栄町の区域のうち字西野、字柴戸、字萩野、字茶屋裏の区域、椿世町、字起、阿野町字中鹿島、阿野田町字上鹿島、本町の区域のうち字井尻道、字高塚、字鹿島、字破々弓場、字大工山、字永井の区域、北町字東林野、北町字大摺、北山町、東台町、江ヶ室町、中屋敷町、本丸町、浜倉町、西丸町、市ヶ坂町、若山町、北野町、南野町、野村町の区域のうち字野村、字岩谷、字下野垣内、字上野垣内の区域、布気町の区域のうち字内野部、字角垣内、字鍛冶屋 瀬古の区域、太岡寺町の区域のうち字野田口、字北起、字大鼻の区域

(3) 第三種区域

本町字東町、本町字東京口、東町、東丸町、西町、南崎町、御幸町の区域のうち字西角、字牛喰、字具戸部、字島田、東御幸町の区域のうち字穴淵、字川原、字島田、字実泥の区域、布気町の区域のうち字北瀬古、字日原、字垣内部、字山下の区域、和田町の区域のうち字上城、字西野、字垣内の区域

(4) 第四種区域

指定しない。

鳥羽市

(1) 第一種区域

指定しない。

(2) 第二種区域

池上町、若杉町、幸丘、船津町字小石代の区域のうち同字1128の2番地及び同字1125の2番地を含む南側の区域

(3) 第三種区域

小浜町の区域のうち字コウジ村、字禰田、字大井筒、字小井筒、字新吾谷、字中里、字寺浜、字日ヶ崎、字広畑、字網ノ浜、字谷ノ奥、字堂ノ上、字里、字北ノ上、字城山、字セギ及び字田一尺の区域、堅神町の区域のうち字崎山、字本ノ田、字佐田、字赤坂、字東起シ、字中山、字堂仏垣内、字下モ畑ヶ、字東垣外、字南垣外、字東河内、字井戸ノ上垣外、字西ノ辻、字北ノ垣外、字東新田、字浜田、字作ソウジ、字宮山、字宮ノ前、字岸ノ端、字池谷、字五反田、字合イ山、字上ノ山、字ハマ(浜)、字堂ノ前、字前浜、字堂ノ後口、字竹ノソウ、字大垣外、字世古ノ垣外、字家ノ後口、字西ノ坪、字名残谷、字井浜、字上佐田及び上新田の区域、鳥羽一丁目の区域のうち16、17、18及び19の各番を除く区域並びに鳥羽二丁目、鳥羽三丁目、鳥羽四丁目及び鳥羽五丁目の区域、船津町字小掛、字細谷、

字落口、字山崎、字石代、字芋ヶ畑、字中山、字鉢之尻、字下場及び字市場の区域のうち国道167号線から西側市200mの区域並びに字浜、字北海道、字村山、字森崎、字森、字小畑、字上北海道及び字谷方(寺谷川西側を除く区域)の区域、安楽島町の区域のうち字榎谷、字船隠、字橋ノ詰、字焼立、字腰掛、字中鴻、字加布良古、字ミヤマ(三山)、字里山、字丸山、字宮中、字正伝地、字寺山、字谷口、字栗山、字浦西、字村山、字松ノ木及び字沙魚川の区域

(4) 第四種区域

指定しない。

熊野市

(1) 第一種区域

指定しない。

(2) 第二種区域

指定しない。

(3) 第三種区域

木本町の区域のうち親地町、一丁目、二丁目、三丁目、西川町、寺前町、新町、関船町、笠屋町、栄町、井筒町、布袋町、新出町、万町、切立592の1、593、594、594の4、594の5、594の6、594の8、595、661、662、662の1、663、663の1、637の1の各番地の区域、井戸町の区域のうち馬留、丸山、万町の区域

(4) 第四種区域

指定しない。

久居市

(1) 第一種区域

相川町の区域のうち字花領花、字東花領下、字畑山の区域

(2) 第二種区域

西鷹跡町のうち次の図に示す区域、東鷹跡町のうち次の図に示す区域、万町字万町、中町の区域のうち字中射場、字上射場、字下射場の区域、元町の区域のうち字北出、字西出、字東出、字宮中、字起の区域、二ノ町字二ノ町、川方町字川方、野口町字野口、野村町の区域のうち字生、字東生子、字八丁、字屋敷、字駒屋、字西山神、字山神、字権田、字野村の区域、相川町の区域のうち字相川、字西花領下、字池尻、字一丁田、字洗ヶ瀬の区域、持川町字持川、持川町字丸永、北口町野中、北口町字北口、北口町字柳原、鳥木町字鳥木、牧町字牧、新町字密柑山、新町字軍談野、新町字東口、寺町字寺町、旅籠町字旅籠町、戸木町の区域のうち一区、二区、三区、四区の区域

(3) 第三種区域

新町の区域のうち字柳原町、字東口784、780の3の区域、二の町字二の町1814、東鷹跡町字東鷹跡町のうち次の図に示す区域、西鷹跡町字西鷹跡町のうち次の図に示す区域、本町字本町通り、新町字新町通り

- (4) 第四種区域  
指定しない。

三重郡楠町

- (1) 第一種区域  
指定しない。
- (2) 第二種区域

大字小倉字池之内、字村西、字入日、字三之繩、字六之繩、字八之繩及び字屋敷浜の区域のうち次の図に示す区域、大字北一色字桜堀及び字浜田の区域のうち次の図に示す区域、大字北五味塚の区域のうち字出口及び字市場の区域並びに字不納、字蟹、字乾、字江川、字東条及び字茶ノ木の区域のうち次の図に示す区域、大字本郷の区域のうち字久平及び字孫平の区域並びに字大形、字川北及び字切所の区域のうち次の図に示す区域、大字南五味塚の区域のうち字西堀、字新貝、字村東及び字樋先の区域並びに字矢倉、字北堀、字八石、字慶応、字南塚、字霞山、字中島及び字地先の区域のうち次の図に示す区域、大字南川字旭の区域のうち次の図に示す区域

- (3) 第三種区域

大字小倉の区域のうち字附新田の区域、大字北五味塚の区域のうち字新毛、字古江の区域並びに字汐入及び字卯之起の区域、大字吉崎の区域のうち字四之割、字乙水尾の区域

- (4) 第四種区域

大字小倉の区域のうち字狐塚、字永田、字釜越、字洲之上、字松山、字砂間、字西浜田、字東浜田、字畑割、字横手及び字南新田の区域並びに字三之繩、字六之繩及び字屋敷浜の区域のうち次の図に示す区域、大字北五味塚の区域のうち字塩役、字竜ノ浜、字成田、字渚及び字千狸の区域並びに字蛇池、字虎、字汐入、字卯之起及び字茶ノ木の区域のうち次の図に示す区域、大字吉崎字二之割及び字三之割の区域のうち次の図に示す区域、大字北一色字浜田、字江通及び字藤繩の区域のうち次の図に示す区域、大字本郷字利平、字大形、字川北及び字切所の区域のうち次の図に示す区域、大字南五味塚字慶応、字南塚、字霞山、字矢倉、字北堀、字八石及び字八島の区域のうち次の図に示す区域、大字南川字古川及び字旭の区域のうち次の図に示す区域

三重郡朝日町

- (1) 第一種区域  
指定しない。

- (2) 第二種区域

大字繩生字里東、字八年物、字五福田及び字赤見田の区域のうち次の図に示す区域、大字小向字北里下、字十佐、字南里下、字長須賀及び字神田の区域のうち次の図に示す区域、大字柿字山田及び字元田の区域のうち次の図に示す区域

- (3) 第三種区域

大字繩生字五福田及び字赤見田の区域のうち次の図に示す区域、大字小向字北二丁目及び字神田の区域のうち次の図に示す区域

- (4) 第四種区域

指定しない。

三重郡川越町

- (1) 第一種区域

指定しない。

- (2) 第二種区域

大字当新田の区域のうち字西川原、字居屋敷、字円場、字出口、字福崎及び字川曾の区域、字宮前の区域のうち次の図に示す区域、大字北福崎の区域のうち字掛割の区域、大字亀須新田字居屋敷、字繩生新田、字宮前及び字百坪の区域のうち次の図に示す区域、大字亀尾新田の区域のうち字堤下、字伊呂割、字波仁割及び字保辺割の区域、大字亀崎新田字里中の区域のうち次の図に示す区域、大字南福崎字里中、字新起、字明治割、字宮中、字畑新田及び字川新田の区域のうち次の図に示す区域、大字豊田一色字古新田、字東川原、字繰出、字屋敷、字北浦、字高島、字南割、字藤島、字国治、字立長、字中筋通及び字前浪の区域のうち次の図に示す区域、大字高松字乾、字里中、字古里、字鶯ノ森、字北川原及び字川原の区域のうち次の図に示す区域、大字豊田字宮田、字西屋敷、字豊福、字南台、字城ノ内、字八反田、字杉ノ木、字北川原及び字古川六ノ割、七ノ割、八ノ割の区域のうち次の図に示す区域

- (3) 第三種区域

大字豊田字城ノ内、字天神及び字南台の区域のうち次の図に示す区域

- (4) 第四種区域

大字当新田字下之割、字源治基六、字霞山、字立割、字中通及び字宮前の区域のうち次の図に示す区域、大字北福崎の区域のうち字宮西、字上立割、字宮下及び字道下の区域、大字亀須新田字宮前及び字百坪の区域のうち次の図に示す区域、大字亀崎新田字新開、字下新田、字里中及び字南新田の区域のうち次の図に示す区域、大字南福崎字西国地、字五丁繩、字大正割、字西古川、字中古川、字宮中及び字川新田の区域のうち次の図に示す区域

す区域、大字豊田一色字国治の区域のうち次の図に示す区域、大字高松字  
萩葉、字天神、字中島、字八幡、字川下、字葭野、字鯨松、字竜宮山、字  
川原及び字代官屋の区域のうち次の図に示す区域、大字豊田字北川原、字  
古屋敷、字杉ノ木、字八反田及び字天神の区域のうち次の図に示す区域  
「次の図」は省略し、その図面を三重県庁及び関係市役所、町役場に備え  
置いて縦覧に供する。

●三重県告示第348号—3

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定に基づき、特定工場  
等において発生する騒音の規制基準を次のように定め、昭和47年7月10日から  
施行する。

昭和47年6月16日

三重県知事 田 中 覚

特定工場等において発生する騒音の規制基準

(単位ホン)

区域の区分	左記の区分に対応する規制基準		
	昼間(午前8時から午後7時まで)	朝夕(午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌日午前6時まで)
第一種区域	50	45	40
第二種区域	55	50	45
第三種区域	65	60	55
第四種区域	70	65	60

(1) 第2第3、及び第4種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館ならびに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5ホンを減じた値とする。

●三重県告示第348号—4

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省建設省告示第1号）別表第1号の規定により知事が指定する区域を次のように定

め、昭和47年7月10日から施行する。

昭和47年6月16日

三重県知事 田 中 覚

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制

に関する基準別表第1号に該当する区域

別表第1号のイの区域	昭和47年三重県告示第348号— <sup>1</sup> で指定した第1種区域
別表第1号のロの区域	昭和47年三重県告示第348号— <sup>2</sup> で指定した第2種区域
別表第1号のハの区域	昭和47年三重県告示第348号— <sup>3</sup> で指定した第3種区域
別表第1号のニの区域	昭和47年三重県告示第348号— <sup>4</sup> で指定した第4種区域のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内。

●三重県告示第348号—5

次に掲げる告示は、昭和47年7月9日限り廃止する。

昭和47年6月16日

三重県知事 田 中 覚

- 昭和44年三重県告示第160号（特定工場等において発生する騒音規制地域指定）
- 昭和44年三重県告示第161号（騒音規制法による時間および区域の区分ごとの規制基準）
- 昭和44年三重県告示第162号（特定建設作業に伴って発生する騒音規制区域）

●三重県告示第348号—6

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条の規定により、牛の流行

性感冒予防注射を次のとおり実施する。

昭和47年6月16日

三重県知事 田 中 覚

1 実施の目的

牛の流行性感冒発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛

3 注射の方法

皮下注射(乾燥牛流行性感冒予防液(家衛試ウイルス))

4 実施の期日及び実施する区域

実施の期日

実施する区域

昭和47年7月1日から7月31日まで

飯南郡、多気郡、度会郡、志摩郡、松阪市、伊勢市、鳥羽市、上野市、名張市、名賀郡、阿山郡

●三重県告示第348号—7

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条の規定により、豚丹毒及び豚コレラ予防注射を次のとおり実施する。

昭和47年6月16日

三重県知事 田 中 覚

1 実施の目的

豚丹毒及び豚コレラ発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

3 注射の方法

皮下注射(豚丹毒予防液、豚コレラ生ウイルス予防液)

4 実施の期日及び実施する区域

実施の期日

実施する区域

昭和47年7月1日から7月10日まで

熊野市、南牟婁郡

●三重県告示第348号—8

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第31条の規定により、牛の結核病及びブルセラ病検査を次のとおり実施する。

昭和47年6月16日

三重県知事 田 中 覚

1 実施の目的

牛の結核病及びブルセラ病予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛(搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼牛している牛)

3 検査の方法

ツベルクリン皮内注射法

ブルセラ急速凝集反応法

4 実施の期日及び実施する区域

実施の期日

実施する区域

昭和47年7月15日から9月30日まで

飯南郡、多気郡、度会郡、志摩郡、松阪市、伊勢市、鳥羽市

●三重県告示第348号—9

建設業法の規定に基づく三重県建設業者登録閲覧所設置(昭和24年三重県告示第471号)は、廃止する。

昭和47年6月16日

三重県知事 田 中 覚

公 告

●伊曾島土地改良区の土地改良事業の計画変更認可申請は適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年6月16日

三重県知事 田 中 覚

1 縦覧に供する書類の名称

(1) 審査報告書の写し

(2) 土地改良事業計画書の写し

(3) 定款の写し

2 縦覧の期間

昭和47年7月1日から昭和47年7月20日まで

3 縦覧の場所

長島町役場

●亀山市営土地改良事業(山下地区)の施行認可申請は適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年6月16日

三重県知事 田 中 覚

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し
- (3) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和47年7月1日から昭和47年7月20日まで

3 縦覧の場所

亀山市役所

● 県営寺家地区たん水防除事業の事業計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和47年6月16日

三重県知事 田 中 覚

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和47年7月1日から昭和47年7月20日まで

3 縦覧の場所

鈴鹿市役所

● 土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項但し書の規定により、三重県企業庁長から土地立入の通知があつた。

昭和47年6月16日

三重県知事 田 中 覚

1 起業者

三重県企業庁

2 事業の種類

北勢水道用水供給事業

3 立入ろうとする土地の区域

四日市市広永町、野田町、伊倉町、中川原町、城西町、西日野町、泊山崎町、泊町、前田町、大治田町、小古曾町

4 立入期間

昭和47年6月15日から昭和48年3月31日まで

お知らせ

● 地方職員共済組合の昭和47年度変更事業計画および予算の要旨ならびに地方職員共済組合定款の一部変更について、次のとおり地方職員共済組合理事長松島五郎から公告依頼があつた

昭和47年6月16日

三重県知事 田 中 覚

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定により地方職員共済組合定款の一部変更並びに地方職員共済組合定款第34条の規定により昭和47年度変更事業計画及び予算の要旨を公告する

昭和47年5月15日

地方職員共済組合 理事長 松島五郎

第1 地方職員共済組合定款の一部変更

地方職員共済組合定款(昭和37年12月1日)の一部を次のように変更する。

別表中「鹿児島県支部 鹿児島市」を「鹿児島県支部 鹿児島市」「沖繩県支部 那覇市」に改める。

附 則

この変更は、昭和47年5月15日から施行する。

第2 昭和47年度変更事業計画及び予算の要旨

1 変更事業計画

(1) 各経理共通事項

ア 組合に属する地方公共団体の数

区 分	当 初	増	変 更 後
都 道 府 県	46	1	47
一 部 事 務 組 合	16	—	16
地 方 開 発 事 業 団	5	—	5
計	67	1	68

イ 組合員数等

沖繩県支部設置に伴い組合員6,118名が増員となる。

区 分	組 合 員 数	給 料 ( 俸 給 ) 月 額	被 扶 養 者 数	
当 初	総 額	348,369人	28,394,232千円	581,008人
計 画	組合員1人当	—	81,506円	1.67人
変 更	総 額	354,487人	28,856,735千円	596,513人
計 画	組合員1人当	—	81,404円	1.62人

(2) 各経理単位における変更の要旨

ア 各経理共通事項



計	2,793,267	2,820,774	27,517,127	127,470,273	27,386,813	239,343	47,043	47,508	465
差引当期利益金	△109,884	△105,204	4,680	—	—	—	△831	△661	170
年度末支払準備金	399,036	404,214	5,178	15,594	16,078	484	—	—	—
年度末責任準備金	—	—	—	25,162,004	25,383,282	221,278	—	—	—
年度末積立金	111,272	115,952	4,680	—	—	—	9,176	9,176	—
年度末剰余金	—	—	—	—	—	—	2,368	2,538	170

区分	保健経理		宿泊経理		貸付経理		引	差引	引	差引
	当算額	要算額	当算額	要算額	当算額	要算額				
(収入)										
掛金、負担金	115,468	117,041	—	—	—	—	—	—	—	—
施設収入	5,349	5,349	449,831	455,970	—	—	—	—	—	—
他経理より繰入金	—	—	27,111	26,111	—	—	—	—	—	—
利息及びその他の収入	9,793	8,256	45,066	25,420	—	—	—	—	—	—
承継差益	—	1,678	—	20,352	—	—	—	—	—	—
前年度繰越支払準備金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前年度繰越責任準備金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	130,550	132,324	522,008	527,853	725,589	733,081	—	—	—	7,492
(支出)										
給付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
役員給与	3,768	3,880	149,730	151,756	—	—	—	—	—	—
飲食材料費	—	—	144,480	146,048	—	—	—	—	—	—
商品、仕入	—	—	11,306	11,306	—	—	—	—	—	—
支払利息	—	—	37,829	37,829	—	—	—	—	—	—
他の経理へ繰入	33,401	32,401	△1,000	—	—	—	—	—	—	—
計	33,401	32,401	△1,000	—	—	—	—	—	—	—
計	163,951	164,725	519,008	527,853	725,589	733,081	—	—	—	7,492

その他の支出	82,150	84,064	1,914	158,249	159,984	1,735	24,367	25,904	1,537
次年度繰越支払準備金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
次年度繰越責任準備金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	119,319	120,345	1,026	501,594	506,923	5,329	725,589	733,081	7,492
差引当期利益金	11,231	11,979	748	20,414	20,930	516	—	—	—
年度末支払準備金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年度末責任準備金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年度末積立金	41,381	41,381	—	185,571	184,275	△1,296	—	—	—
年度末剰余金	70,839	71,587	748	—	—	—	—	—	—

●正誤

昭和47年6月6日三重県公報第10049号4頁上から12行目「松阪市役所」は「木曾岬村役場」の誤り。

昭和47年6月6日三重県公報第10049号目次の「公告」地籍調査の成果認証(耕地課)3を削る。

昭和47年6月6日三重県公報第10049号目次の「公告」土地改良事業施行認可(同)4は、土地改良事業施行認可(同)

(8)の誤り

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 400円

1箇年 4,800円

昭和47年6月16日印刷発行

津市広明町13番地(電代①111)

三重県庁

印刷 三重県総務部字事文書課